福介護第124号の4 2020年(令和2年)6月15日

事業所・施設等 管理者 様

福山市 保健福祉局 長寿社会応援部 介護保険課 事業者指定・指導担当課長

新型コロナウイルス感染症に係る福山市における介護サービス事業所の 人員基準等の臨時的な取扱いについて (その5)

平素より本市保健福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申しあげます。

新型コロナウイルス感染症対策に関わっては、事業所・施設等の皆様にはサービス提供に際しての様々な困難がある中、本市の高齢者のために知恵を絞り、様々な工夫をし、利用者の心情に 寄り添った対応をいただいていることに改めて御礼申しあげます。

皆様の御協力もあり、市内の感染状況は一定の収束をみせておりますが、いつ再び、感染が流行するかは分かりません。皆様にあっては、引き続き油断することなく、これまでと同様に感染予防・感染拡大防止の取組みに御協力をお願いします。

さて、今回お示しするのは国の「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員 基準等の臨時的な取扱いについて(第12報)」(令和2年6月1日発出)に関わるものです。本 件については、発出直後より皆様から多くのお問い合わせをいただきました。

本市が国等に確認して得た情報を含め、Q&Aを整理しましたので、別紙内容を御確認のうえ適切に御対応いただきますようお願いします。

なお,これは現段階の本市の考え方であり、今後の状況に応じて変更があり得ることを御承知 おきください。

この通知は、国の「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第12報)」の内容を補完する趣旨のものです。第12報は、6月2日付で本市からメールにより情報提供しています。届いていない場合は、メールアドレスが適切ではない可能性がありますので介護保険課事業者指定担当へ連絡してください。

国通知はインターネットでも確認できます。本市が情報提供するより先に掲載される場合が多いので、お急ぎの場合や、過去の通知の内容を確認したい場合等は、適時確認をお願いします。

電話等により本市へお問合せいただく場合は、関係通知などの資料をお手元に御用意の上で御連絡いただきますようお願いします。

福山市 介護保険課

事業者指定担当 084-928-1259

事業者指導担当 084-928-1232

新型コロナウイルス感染症に係る通所系サービス及び短期入所系サービスにおける報酬上の取扱いに関するQA等について

※厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第12 報)」(令和2年6月1日発出)関係

※新型コロナウイルス感染症に係る福山市における介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(その5)別紙

福山市 介護保険課 2020年6月15日

1 国第12報の趣旨について

国通知の本文に記載のとおり、「新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応を適切に評価する」ことが趣旨です。

つまり,通所系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所において,通常のサービスに加えて行っている感染予防・感染拡大防止の取組み,具体的には,

- ・密集を避けるための利用調整
- 3密を避けたレクリエーションの実施
- ・3密を避けるための送迎方法の見直し
- ・衛生用品(マスク・消毒液等)の購入
- 手洗いの徹底
- 体温測定実施の徹底
- ・定期的な消毒の実施
- ・頻繁な換気の実施等

以上のような、様々な工夫・取組によりサービスの質・量が向上したことを報酬の増額で評価するものです。

これらの感染予防・感染拡大防止の取組みは、利用者を限定して行っているものではなく、事業所として取り組んでいると想定されることから、この第12報の臨時的な取扱い(以下「この取扱い」という。)は基本的には事業所単位で、利用者全員に適用するものと考えます。

ただし、この取扱いは臨時的なものであり利用者の同意を前提としていることから、同意を得られた利用者についてのみ算定してください。

特に、この取扱いでは区分支給限度基準額に変更はないことから、すでに上限近くまでサービスを利用している利用者からは同意が得られにくいことも想定されます。上記趣旨を利用者に丁寧に説明していただくとともに、同意が得られた方についてのみ算定してください(区分支給限度基準額を超過した請求については通常どおり10割の負担となります)。

2 通所系サービス及び短期入所系サービスに共通の留意事項等

- ・この取扱いは6月提供分から適用が可能です。
- ・対象者は要介護の利用者です。要支援の利用者は介護予防認知症対応型通所介護のみ対象です。
- ・利用者等に同意を得た提供月から算定可能です。例えば、6月15日に、6月のサービス提供分以降について同意を得た場合、6月1日以降のサービス提供が算出の対象となります。
- ・ただし、例えば、6月15日に、6月15日以降のサービス提供分について同意を得た場合、6月15日以降のサービス提供が算出の対象となります。
- ・月を遡って同意を得ることはできません。6月の提供分からこの取扱いを適用する場合は、遅くとも6月末 日までに同意を得てください。
- ・同意の方法は問いませんが、利用者負担も発生することから、文書で行うことが望ましいと考えます。ロ頭で行う場合は、必ず記録を残すなど、後々にトラブルになることの無いよう客観的に同意を得たことがわかるようにしてください。
- ・文書で同意を得る際の様式は問いません。この取扱いの趣旨をご理解いただき、事業者にて作成してください。
- ・算定することについての同意を毎月得る必要はありませんが、利用料については毎月文書で示す等、トラブルのないよう留意してください。
- ・サービス事業所の職員等が説明し同意を得るのが一般的と考えますが、同一法人の場合等、居宅介護支援事業所のケアマネジャーが説明し、同意を得ても差し支えありません。
- ・通所介護計画等の個別サービス計画を変更する必要はありませんが、請求に当たっては、必ず介護支援専門員と連携して行ってください。
- ・この取扱いを含め、国の示す臨時的な取扱い等の終期は未定です。当面の間、適用されます。

3 通所系サービスの留意事項等

- ・<u>通常、新たに延長加算を算定する場合は体制届の提出が必要ですが、現在、届出をしておらずこの取扱いでのみ延長加算を算定する場合は、届出の提出は不要です。なお、すでに延長加算の届出をしている場合も、</u> 改めての届出は不要です。
- ・2区分上位で算定する日は、必ずしも月初めでなくとも任意の提供日で差し支えありません。算定する日数が正しければ、利用者ごとに算定日が異なっても構いません。
- ・この取扱いは、利用者ごとに提供した報酬区分で算出します。事業所として最も利用者の多い報酬区分を2 区分上位で算定するものではありません。

4 短期入所系サービスの留意事項等

- ・体制届の提出は不要です。
- ・緊急短期入所受入加算を算定する日は、必ずしも月初めでなくとも任意の提供日で差し支えありません。算 定する日数が正しければ、利用者ごとに算定日が異なっても構いません。
- ・短期入所生活介護においては1ヶ月につき上限14日,短期入所療養介護においては1ヶ月につき上限7日まで算定可能です。
 - 1ヶ月のサービス提供日数が26日、緊急の利用ではない場合

26目÷3≒9目

(例) 短期入所生活介護の利用者→9日分,緊急短期入所受入加算の算定が可能 短期入所療養介護の利用者→7日分,緊急短期入所受入加算の算定が可能

- ・この取扱いにおいて、ロングショート利用者の31日目等の自費利用日はサービス提供日数に含めません。 (6月12日に厚生労働省に確認した結果、保険請求分の日数のみ含めるとの回答を得ております。)
- ・この取扱いは、利用者を緊急に受け入れたかどうかに関わらず、報酬の増額の手段として、緊急短期入所受 入加算を利用するものです。
- ・国第12報の別紙P3で示す,「居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所生活介護等を緊急に行った場合」とは、"通常どおり緊急短期入所受入加算の要件に該当する"場合であり、新型コロナウイルス感染症に関わり受け入れたかどうかで判断するものではありません。"通常どおり緊急短期入所受入加算の要件に該当する"かどうかは、告示要件等を介護報酬の解釈(青本)等で確認してください。

人所受人加昇の要件に該当する かとうかは、告示要件等を介護報酬の解釈(育本)等で確認してくたさい。	
具 体 例	国第12報の参考資料P9・P10の例示 及び算定方法
 ・コロナ流行前からロングショートを利用している ・コロナの感染防止等のため、ロングショートを利用している ・コロナに関わらず、定期的に利用している ・コロナに関わり、他事業所の代替として、居宅サービス計画に位置付け、利用した 	(例1)に該当 短期入所生活系サービス事業所が提供するサービス日 数を3で除した数(端数切上げ)の日数分について、緊 急短期入所受入加算を算定。 ※短期入所生活介護においては上限14日,短期入所 療養介護においては上限7日
・家族の急病等により、居宅サービス計画における利用日 以外であったが、 連絡を受けた日から緊急に 利用した。 5日の利用予定であったが、コロナの感染予防対策のた め、20日利用した。	(例2) ①に該当 通常どおり、7日間は緊急短期入所受入加算を算定し、 残り日数を3で除した数(端数切上げ)を加えて算定。 ※合計の日数が、短期入所生活介護においては上限1 4日、短期入所療養介護においては上限7日 ※左の例では、短期入所生活介護の場合は12日(=7 日+5日(≒13÷3))、短期入所療養介護の場合は 7日を算定。
・家族の急病等により、居宅サービス計画における利用日以外であったが、 連絡を受けた日から緊急に 利用した。当初は5日の利用予定であったが、 家族の病状が回復せず、緊急に延長し 、結果的に20日利用した。	(例2)②に該当 通常どおり,緊急短期入所受入加算を算定。 ※短期入所生活介護においては上限14日,短期入所 療養介護においては上限7日 ※左の例では,通常どおり加算を算定することで上限 に達するため,短期入所生活介護の場合は14日,短 期入所療養介護の場合は7日を算定。

5 居宅介護支援事業所における留意事項等

・この取扱いに関して、居宅サービス計画第1~3表を変更する必要はありません。ただし、居宅サービス計画第6表・第7表(利用票)は、事業所がこの取扱いにより請求する場合は、この取扱いを適用した結果、2 区分上位で算定することや緊急短期入所受入加算を算定することを反映したものに変更してください。